

九頭竜川かわとまち協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は「九頭竜川かわとまち協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、魅力的な自然環境と生活文化により形成される九頭竜川中流域の持続的発展を目指して、「かわとまち」を有機的に結び方法を実証するべく、関連する各種団体・個人と協力して、従来のミズベリングを応用した新規の河川活用プロジェクトを推進する。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) かわのあるまちの魅力づくり・にぎわいづくりを目指す活動
- (2) 水辺の観光・ツーリズム・レジャー・スポーツなどのエコノミーを目指す活動
- (3) 教育・歴史・文化など地域づくりを目指す活動
- (4) 水辺を活かしたリノベーションを目指す活動
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 協議会は会員をもって構成する。

- 2 協議会には、会長、副会長並びに監事を置き、会員の互選によってこれを定める。
- 3 役員任期は2年以内とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再選は妨げない。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故等のあるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 会員として入会しようとする者は、会長が承認する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、原則として会長が招集する。

- 2 協議会にはオブザーバー参加が認められる。ただし、オブザーバーは議決権を有しない。また、会長が必要と認めるときは、会員以外の者からオブザーバーとして出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。
- 3 協議会は、役員3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 協議会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 5 協議会で会長に一任することが承認された事項については、会長が決する。
- 6 会長は、軽易かつ緊急の処理を必要とする事項と認めた場合には、議決すべき事項を示した書面をもって委員の賛否を求めることができる。この場合、協議会の議決があったものとみなす。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、会長が別に定めるものを行う。

(財産)

第7条 協議会の財産は、活動に伴う収入及びその他の収入からなる。

2 協議会の財産は、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、協議会が別に定める。

(経費)

第8条 協議会の活動実施に要する経費は、前条の財産をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始前に会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、その成立までの間、前会計年度の収支予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項による収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第11条 会長は、毎会計年度終了後に事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は前項の結果を協議会に報告し、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、令和2年4月30日から施行する。



役員名簿

会長	河合 永充	(永平寺町長)	
副会長	和田昭十四	(NPO 法人ドラゴンリバー交流会	副理事長)
監事	佐野 洋介	(福井鐵工株式会社	代表取締役)

(敬称略)

事務局 永平寺町 建設課
NPO 法人ドラゴンリバー交流会